

(6) 法第34条第7号関係（既存の工場等の敷地拡張及び既存の工場等と密接な関連にある施設の立地）

市街化調整区域内において現在、既に営んでいる工場施設（合法的に建築されたもの又は市街化調整区域の決定（以下「線引き」という。）前から引き続き存するものに限る。）の敷地拡張又は既存の工場施設と密接な関連を有する施設（既存施設に対して、生産、組立て、出荷等の工程上不可分一体の關係にあるものをいう。）の立地において、事業活動の効率化を図るために設けられるものであって、次の要件を満たすもの。

○既存の工場等の敷地拡張

- (ア) 既に営んでいる工場施設が合法的に建築されたもの又は線引き前から引き続き存するものであること。
- (イ) 拡張しようとする土地は、原則として従前の敷地の隣接地で、かつ、従前の敷地と一体的な土地利用が図られるものであること。
- (ウ) 工場の建替え等に当たり、従前の敷地内で行えないことについてやむを得ない事由があること。
- (エ) 予定建築物の用途は、従前の用途と同一のものであること。
- (オ) 従前の敷地を含めた開発区域の面積は、従前の敷地面積の2倍以下であること。
- (カ) 予定建築物の規模、構造及び設計等が、周辺環境に影響を及ぼさないものであること。
- (キ) 予定建築物は、地階を除く階数が2以下（敷地が狭小である等のやむを得ないと認められる場合にあっては3以下）であること。
- (ク) 隣接土地所有者及び地元町内会長等へ計画を周知し、協議、調整が十分図られていること。

○既存の工場等と密接な関連にある施設の立地

- (ア) 既に営んでいる工場施設が合法的に建築されたもの又は線引き前から引き続き存するものであること。
- (イ) 市街化調整区域内に立地する既存工場に対して、自己の生産物の原料又は部品の取引価格の50%以上を依存し、又は自己の生産物の取引価格の50%以上を原料又は部品として納入する等の密接な関連を有する事業の用に供する施設であること。
- (ウ) 上記の既存工場と隣接又は近接していること。
- (エ) 敷地の面積は、既存工場の敷地面積を上回らないこと。
- (オ) 予定建築物の規模、構造及び設計等が、周辺環境に影響を及ぼさないものであること。
- (カ) 予定建築物は、地階を除く階数が2以下（敷地が狭小である等のやむを得ないと認められる場合にあっては3以下）であること。
- (キ) 隣接土地所有者及び地元町内会長等へ計画を周知し、協議、調整が十分図られていること。